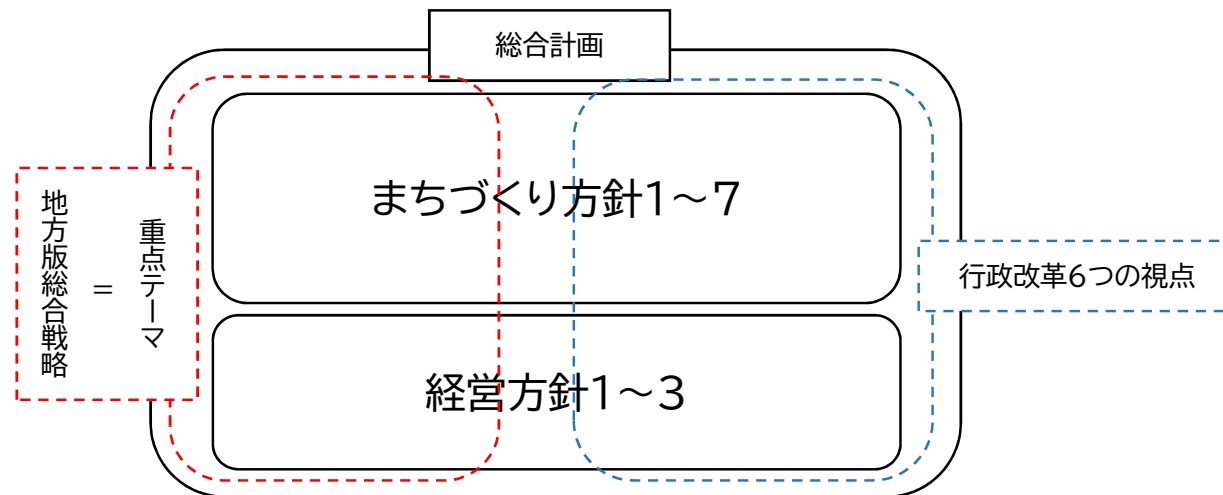


【別紙1 総合計画と地方版総合戦略、行政改革に関する計画との一体的な策定】

資料 3 - 2

1. 第5次三郷市総合計画 前期基本計画の構成



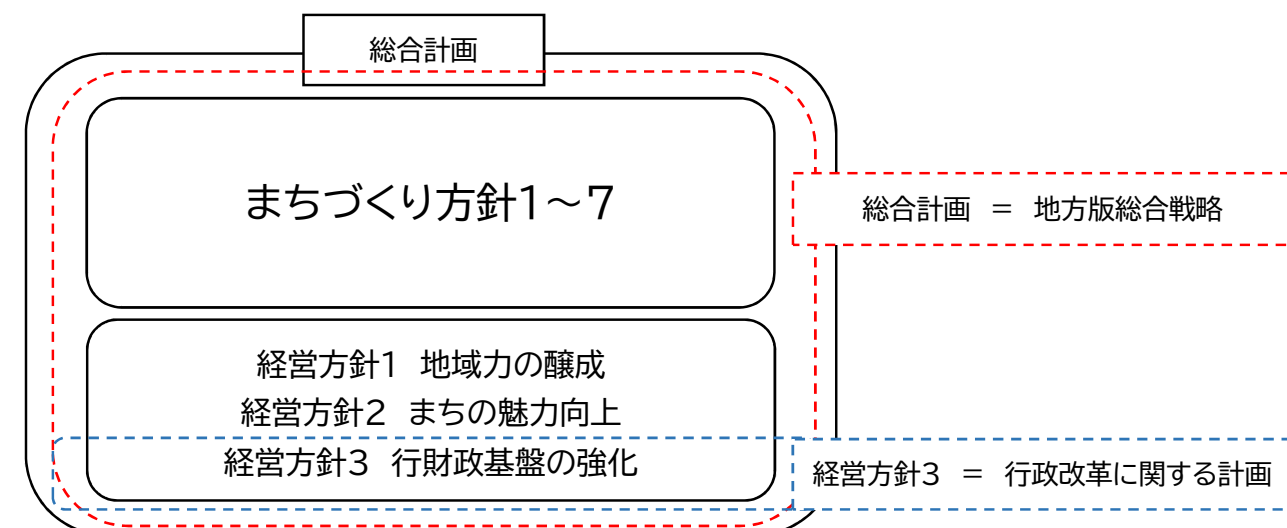
2. 現状の計画構成の課題

- ・ 地方版総合戦略＝重点テーマ のため、重点テーマ以外の施策、事業は地方版総合戦略に位置づいていない施策、事業となる
- ・ 行政改革に関する計画としての位置づけが分かりづらい

3. 各計画の目的

- 総合計画 市政運営を総合的かつ計画的に進めるための計画
- 行政改革に関する計画 市政運営の質の向上を図るための計画
- 地方版総合戦略 まち・ひと・しごと創生を推進するための計画

4. 第5次三郷市総合計画 後期基本計画構成案



5. 策定根拠

- 総合計画 三郷市自治基本条例第16条
- 行政改革に関する計画 三郷市自治基本条例第17条
- 地方版総合戦略 まち・ひと・しごと創生法第10条

三郷市自治基本条例(抜粋)

(総合計画)

第16条 市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、基本構想、基本計画及び実施計画で構成される総合計画に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。

2 市長は、総合計画の策定にあたっては、行政評価の結果を反映させるものとする。

(行政改革)

第17条 執行機関は、行政改革に関する計画を策定し、常に市政運営の質の向上を図るものとする。

まち・ひと・しごと創生法(抜粋)

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第10条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

※ まち・ひと・しごと創生とは

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(法第1条)